

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1 改正の内容

- ① 臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号。以下「法」という。）の改正により、15 歳未満の者からの臓器提供が可能となることから、小児（6 歳未満の者）に係る脳死判定基準について定めること。

（改正箇所：臓器の移植に関する法律施行規則（平成 9 年厚生省令第 78 号。以下「施行規則」という。）第 2 条）

- ② 法の改正により、臓器提供に係る本人意思が不明な場合に、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出が可能となること等から、脳死判定及び臓器摘出に関する記録について規定の整備を行うこと。

（改正箇所：施行規則第 5 条及び第 6 条）

- ③ 法の改正により、法附則第 4 条が削除されることに伴い、規定の整理を行うこと。

（改正箇所：施行規則附則第 3 条及び第 4 条）

2 根拠規定

法第 6 条第 4 項及び第 10 条第 1 項

3 施行日

平成 22 年 7 月 17 日